# 司法と会計の知恵共有 粉飾決算を防ぐことができる

## 犯罪会計学を提唱する元公認会計士　細野 祐二さん

聞く語る

「伝説の会計士」と呼ばれる元公認会計士がいる。会計評論家として活躍する細野祐二さん(65)。かつて上場企業の粉飾決算に関わったとして逮捕・起訴され、一貫して無罪を訴え裁判で闘いながら、独自に大企業の財務諸表を分析。日本航空や東芝など数々の粉飾決算を社会に告発してきた。そんな細野さんは今、「犯罪会計学」という新しい学問の必要性を訴えている。日産自動車のカルロス・ゴーン前会長の逮捕など経済事件に注目が集まる中、5月末に新著「会計と犯罪」（岩波書店）を出版した細野さんに、犯罪会計学の目指すものを聞いた。（報道センター　関口裕士）

――「会計と犯罪」で「公認会計士を首になって本当の公認会計士になれた」と書いています。

「私はキャツツという会社の粉飾決算に関わったとして2004年に逮捕・起訴され、10年に最高裁で有罪判決が確定したため公認会計士の資格を抹消されました。逮捕後、『本当の粉飾とはこういうものだ』という思いから大企業による会計不正を調べ始め、古くは日興コーディアルや日本航空、近年はオリンパスや東芝などの粉飾決算を見抜きました。公認会計士の役割は財務諸表の信頼性を判断することですが、粉飾された財務諸表にはことごとく適正だとする監査意見が付いていました。私は公認会計士を首になってからの方が、社会の期待する仕事ができるようになったと思います」

――会計士が本来の機能を果たしていないということですか。

「私が上場企業の粉飾を指摘できるのは、これらの企業から1円ももらっていないからです。東証1部上場企業の監査報酬は平均5千万円程度、日経平均に採用される企業だと1～2億円です。10億円を超える報酬を払っている企業も20社近くあります。毎年これだけもらっていれば、監査法人が『この決算はおかしい』と独立した意見を言えるわけがありません」

――細野さんが提唱する犯罪会計学とはどんなものですか。

「『司法と会計』、互いの専門領域で蓄積した知恵を共有し一つにした学問です。司法に会計の考え方を導入し、会計には司法の手法を取り入れる。それにより、司法は粉飾決算を正しく摘発し、一方で冤罪を防止することができる。会計は粉飾決算の発見と防止機能を高めることができるのです」

――粉飾決算を見つけることは、なぜ大切なのですか。

「上場企業は株式を発行して一般投資家からお金を集めます。金融機関からお金を借りる場合は不動産などの担保が必要ですが、投資家への担保となるのは財務諸表に書かれた情報だけです。だからこそ財務諸表には虚偽記載があってはならない。見逃されれば、信頼や情報開示を前提に成り立つ資本市場は崩壊してしまいます」

――「会計と犯罪」は、厚生労働省の当時課長だった村木厚子元事務次官が逮捕され冤罪と大阪地検特捜部による証拠捏造も発覚した、いわゆる郵便不正事件にも多くのページを割いていますね。

「東京地検特捜部に逮捕・起訴された私の有罪が最高裁で確定したのが10年6月で、3カ月後に村木さんの無罪判決が出ました。村木さんは著書で『無罪を取れたのは運がよかったから』と書いています。しかし私が『有罪となったのは運が悪かったから』とするわけにはいかない。運以外に説明可能な必然がなければなりません。この本ではその謎を探しました」

――司法が会計を理解していないのもその理由と考えますか。

「検察官も弁護士も裁判官も法律の専門家であって会計の専門家ではありません。なので理解していないのは構いませんが、聞く耳を持たないのは困る。知らないことは専門家に聞けばいい。その手法の一つが犯罪会計学です。経済事件は、凶器や指紋といった物的証拠に乏しく、関係者の自白に頼る捜査になりがちです。その結果、冤罪が生まれやすくなります」

――自身が経験された取り調べの様子はどんな感じでしたか。

「映画などで見る通りです。朝から晩まで毎日、でっかい声で怒鳴って机をドンドンたたいて時々壁をバーンと。最初はびっくりしますが、慣れれば怖くありません。ただ私は高血圧なので、長時間、水を飲ませてもらえなかったのは命の危険を感じました」

――それでも細野さんは一貫して無実を主張したのですね。

「自分の無実は自分が一番知っていますから。でも多くの人が『自白』調書にサインします。それも分かる。検察官は私にこう言いました。『おまえは賢いと思ったら実はバカじゃないのか。最高裁まで闘うとか言うが、特捜検察が起訴すれば99・9％有罪なんだぞ。最高裁まで何年かかると思ってるんだ。おまえの独房の近くにも10年以上勾留されて廃人みたいなやつがいるだろう。おまえもああなるぞ。早く認めて、さっさと保釈で出て執行猶予を取れ』と」

――生々しいですね。無実でも「自白」してしまいそうです。

「裁判の重要な役割は『たとえ10人の真犯人を逃すとも1人の無辜を罰するなかれ』という冤罪の防止にあります。疑わしきは罰せずとは10人の犯人を逃しても仕方がないと覚悟することです。今の国民意識はそうなっていない。『無実の人を罰するな』と言いつつ『疑わしいやつは捕まえろ』と言う。両者は本来両立できません」

――それは自分が罰せられる1人の無辜になるかもしれないという想像力がないからでしょうか。

「自分とは関係ないと思うんでしょうね。でも、いつ巻き込まれるか分からない。冤罪はいつどこで起きるか分かりません」

――特捜検察はなくすべきだと主張していますね。組織の性格上、冤罪を生みやすいから、と。

「起訴権を持つ捜査機関は内部統制が利きません。自ら捜査した以上は立件し、有罪にしたいというのは組織として当然の行動原理です。だから通常は捜査に関わらない検察が証拠は十分か、人権は守られているかとチェックして起訴します。刑事訴訟法にも捜査は警察が行うと書かれ、特に必要と認めた場合のみ検察も捜査できると定めています。特に必要な場合とは、政治献金を中心とした政官財の癒着など巨悪の摘発です。でも今は政党助成法もできて透明になった。だったら特捜検察をなくせばいいんだけど組織の生存本能が働く。すると少しでも巨悪に見える人を捕まえたい。（元ライブドア社長の）堀江貴文さんや日産のゴーンさん目立つ人を捕まえたいと思うようになったのです」

――「会計と犯罪」でゴーンさんは無実と断言していますね。

「無実です。役員報酬の不記載問題は、公認会計士試験の2次試験によく出る問題ですが、今回は支払いの蓋然性（確かさ）がなく開示の必要はありません。そもそもゴーンさんがいなければ日産は今その存在自体がないのです。M&A（企業の合併・買収）の手数料の相場を考えれば数千億円の報酬が出ておかしくない。それを年間数十億円の報酬が気に入らないからと逮捕した。日本的な価値観、倫理観で逮捕が正当化されてしまった。でも、だったら日産の取締役会で言ってあげれば良かったんです。『ゴーンさん、あんた、ちょっとがめつくないか？』ってね。倫理とは本来、司法が裁くべきものではない。逮捕理由に倫理を持ち出すのは法治国家のすることではないのです。ゴーンさんに無罪判決が出れば、今度こそ特捜検察は解体されるでしょう」

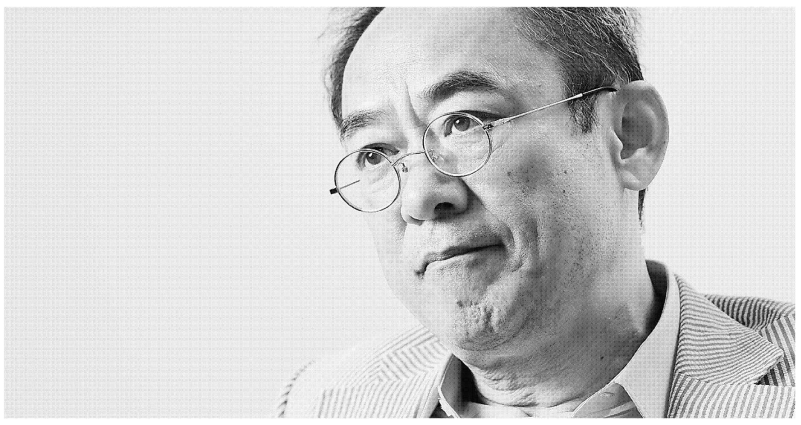

藤井泰生撮影

## ゴーンさんに無罪判決出れば 特捜検察は解体される

**後記**

細野さんに初めて会ったのは5年前だ。雑誌「世界」に載った「原発による不良資産を隠蔽する虚妄の廃炉会計改訂骨子案」という強烈なタイトルの論文を読んで話を聞きに行った。原発を巡る電力会社の決算に隠れる膨大な不良資産や簿外債務とそれを認める国を痛烈に批判し「国家ぐるみの粉飾決算がまかり通っている」と語った。3年前に「原発会計を問う」という連載企画を書いた時も最初に話を聞いた。遠慮も忖度もなく、強い信念を持ってズバッとものを言う姿勢は、今回のインタビューでも変わらなかった。

「聞く語る」は毎月最終金曜日のほか、随時掲載します。

**言葉**

**公認会計士**　企業の決算関係書類を監査する会計の専門家。「資本市場の番人」とも呼ばれる。公認会計士試験は司法試験と並ぶ最難関の国家試験とされる。

**監査法人**　公認会計士が共同で設立した法人。あずさ、新日本、トーマツの国内3大監査法人にはそれぞれ2千人を超える公認会計士が所属している。

**財務諸表**　企業が一定期間の経営成績や財務状況を明らかにするために複式簿記に基づいて作成する書類。貸借対照表や損益計算書などがある。

**粉飾決算**　企業が意図的に利益をごまかすこと。損失を隠したり、利益を水増ししたりする場合が多い。

**特捜検察**　東京、大阪、名古屋の各地検に特捜部がある。捜査権と起訴権を両方備える組織があるのは中国や途上国を除き日本と韓国だけ。強力な捜査権を持つ米連邦捜査局（FBI）でさえ起訴権は持たない。

**略歴**

ほその・ゆうじ　1953年三重県生まれ。早稲田大卒。82年公認会計士登録。大手監査法人の代表社員だった2004年、東証1部上場（当時）のシロアリ駆除会社キャツツの株価操縦事件に関与したとして有価証券報告書虚偽記載罪の共同正犯で逮捕、起訴された。一貫して無罪を主張したが、10年に懲役2年、執行猶予4年の刑が確定し公認会計士登録抹消。現在は犯罪会計学の研究と粉飾決算発見システムソフトの開発の傍ら会計評論家として執筆・講演活動を行う。他の著書に「公認会計士VS特捜検察」（日経BP社）「司法に経済犯罪は裁けるか」（講談社）など。東京都在住。

(C) 北海道新聞社　無断転載、複製および頒布は禁止します。
秋保　佑香里　2019/06/28 12:57:15